

## 飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の施行に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、飯塚市企業立地促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において用いる用語の意義は、要綱第2条に定めるところによる。

(要綱第2条第3号及び第9号関係)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者が、日本標準産業分類における複数の分類項目に該当する事業を営んでいるときは、そのうち販売額の最も多いものが指定産業のいずれかに該当しなければならないが、この場合、当該指定産業に係る該当費用のみを投下固定資産総額に含むことができるものとする。

ただし、複数の指定産業に係る事業を営んでいる事業者は、そのすべての指定産業に係る該当費用を投下固定資産総額に含むことができるものとする。

(要綱第2条第9号関係)

第4条 投下固定資産総額の算定に当たっては、消費税を当該費用に含めないものとする。

また、建物の附属設備及び構築物の対象となるものについては、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号の定めるところによるものとする。

(要綱第2条第8号関係)

第5条 1年間に複数の増設を行う場合、最後の増設に伴う操業開始の日を操業開始の日とする。

(要綱第2条第10号関係)

第6条 操業開始後3月以前に雇用された者とは、操業開始の日以前1年の月初から、操業開始後3月末までに雇用された者とする。

(要綱第3条別表関係)

第7条 新設又は増設事業者であって、投資総額が交付条件に満たない事業者のうち、新規常用従業員を5人以上雇用している事業者は、5人分の人件費及び賃借料等の経費を加算した総額が交付条件を満たせば、本補助金の雇用

促進補助金を適用する。

なお、人件費の計算方法は、補助金交付年度の前年度分の筑豊地域中小企業平均年間賃金（飯塚公共職業安定所）に人数を乗じた額を適用する。

（要綱第4条第1項関係）

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者のうち事業所を増設する事業者が、1年以内に当該増設を複数回予定している場合は、その予定しているものすべてについてまとめて記載した事業認定申請書を市長に提出しなければならない。

（要綱第7条関係）

第9条 要綱第7条に規定する申請は、1年以内に一度しか行えない。なお、複数回増設を行った場合は、すべてについてまとめて記載した補助金交付申請書を市長に提出しなくてはならない。

2 12月2日から翌年の3月31日までの申請については、その翌年度に補助金を交付する。

3 認定事業者のうち事業所を新設した事業者は、補助金の交付を初めて受けた年度の翌年度以降においても、市の指定する期日において補助金交付申請書を提出するものとする。

（要綱第7条第9号関係）

第10条 要綱第7条第9号に定める書類は、新規常用従業員に係る雇用保険被保険者資格取得届、賃金台帳及び住民票の写しをいう。

ただし、事業者が雇用保険被保険者資格取得届の写しを保管していない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しをもって足りるものとする。

第11条 要綱第7条第10号に定める書類は、新規定住常用従業員に係る雇用保険被保険者資格取得届、賃金台帳及び住民票の写し（要綱第2条第11号に規定する内容を確認できるものに限る。）をいう。

ただし、事業者が雇用保険被保険者資格取得届の写しを保管していない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しをもって足りるものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 認定事業者は、補助金交付決定通知書の交付を受けた後、市の指定

する期日において補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(事業の廃止)

第13条 補助金交付決定通知書の交付を受けた事業者が、補助金の交付をすべて受けるまでに当該補助金の対象となった事業所を廃止する場合は、事業所廃止届を市長に提出しなければならない。

(様式)

第14条 要綱及びこの細則に定める申請書等の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業認定申請書 様式第1号
- (2) 事業認定通知書 様式第2号
- (3) 事業変更承認申請書 様式第3号
- (4) 事業変更承認通知書 様式第4号
- (5) 操業開始報告書 様式第5号
- (6) 補助金交付申請書 様式第6号
- (7) 補助金交付決定通知書 様式第7号
- (8) 補助金交付請求書 様式第8号
- (9) 事業所廃止届 様式第9号
- (10) 事業成果報告書 様式第10号
- (11) 雇用状況調査報告書 様式第11号

附 則

この細則は、平成20年1月2日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則は、平成27年4月1日以後に操業開始した事業者について適用し、同日前に操業開始した事業者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則は、令和6年4月1日以後に本補助金を申請した事業者のみに適用し、施行日前に申請した事業者については、なお従前の例による。